

遺伝子組換え動物移動/運搬マニュアル

施行 平成 22(2010)年 12.01
改正 平成 30(2018)年 12.01

遺伝子組換え動物の取り扱いは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成一九年三月三〇日法律第八号)」を遵守して行う。その中でも逃亡防止措置(ネズミ返し、排水口の閉鎖等)の実施は重要である。大学1号館B3病態モデル先端医学研究センター(以下、病態モデルセンターという)はセキュリティ内をP1Aに設定してあるが、遺伝子組換え動物の取扱は、逃亡防止措置が施された病態モデルセンター内の飼育室と実験室(胚操作室、クリーン実験室、コンベ実験室およびコンベ多目的室等)内で行うことを原則とする。万一、遺伝子組換え動物を安楽死させる等の理由で病態モデルセンター内を移動させる場合、また、実験のため病態モデルセンター外の「承認された実験動物飼育室あるいは動物実験室」にやむをえず運搬する場合は、移動/運搬中にケージを落下させる等を想定した上で動物が逃亡することを防ぐため、動物を入れたケージにフタをし、所定の移動用ボックスに入れて二重に逃亡防止措置を施して行う。特に、炭酸ガス安楽死装置が設置されている洗浄室は構造上完璧な動物の逃亡防止措置を施せないため、洗浄室内で二重に逃亡防止措置を施した移動/運搬用ボックスから遺伝子組換え動物を出すことはもちろんのこと、移動/運搬用ボックスから遺伝子組換え動物が入ったフタ付きケージを出すことも厳禁とする。

1. 手 順

1) 遺伝子組換えマウス(遺伝子型が未判定のマウスを含む)の場合

- (1) 逃亡防止のため「ネズミ返し」の設置されている飼育室内で遺伝子組換えマウスをケージにまとめる。
- (2) 減菌済みの遺伝子組換えマウス移動/運搬用ボックスである結束バンド用穴あきエコニアクを用意する。移動/運搬用ボックスは、本体とフタが同じ番号のものを使用する。番号が異なると穴の位置が合わず、使用出来ない。



- (3) 移動/運搬用ボックスに遺伝子組換えマウスが入ったケージを入れる。
- (4) 移動/運搬用ボックスのフタをきちんと閉め、穴(*1)に結束バンドを通す(*2)。結束バンドを締めてフタがずれないようにする(*3)。不要ならば余剰部分を切る。





(5) 移動/運搬用ボックスを運搬する。

① 移動/運搬先が炭酸ガス安楽死装置の場合: 移動/運搬用ボックスのまま洗浄室内の炭酸ガス安楽死装置に入れて安楽死を行う。遺伝子組換えマウスが安楽死したことを確認して専用の袋に収容し、屍体安置用冷凍庫に安置する。

* 遺伝子組換えマウスの安楽死(実験に用いる場合を除く)は、原則として逃亡防止措置が施されている飼育室内で脱臼死により行うこととする。



炭酸ガス安楽死装置に移動/運搬用ボックスを入れたところ

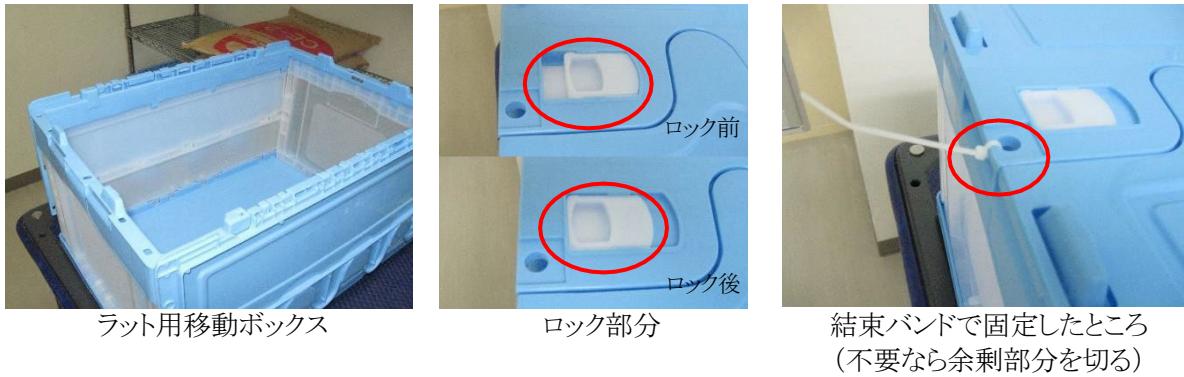
② 移動/運搬先が病態モデルセンター内実験室や「承認された実験動物飼育室あるいは動物実験室」の場合: 室内の逃亡防止措置を確保するまで、移動/運搬用ボックスを開封しない。

(6) 作業終了後、移動/運搬用ボックスを洗浄室の所定の場所に返却する。

2) 遺伝子組換えラット(遺伝子型が未判定のラットを含む)の場合

: 遺伝子組換えマウスの移動手順に準じて下記のようを行う。

- (1) 遺伝子組換えラットを移動する場合は、滅菌したラット移動/運搬用ボックスを用いる。
- (2) 遺伝子組換えラット移動/運搬用ボックスに動物が入ったケージを収容した後、フタをロックし、さらに結束バンドで固定する。



(3) 移動/運搬用ボックスを運搬する。

① 移動/運搬先が炭酸ガス安楽死装置の場合: 移動/運搬用ボックスのまま洗浄室内の炭酸ガス安楽死装置に入れて安楽死を行う。遺伝子組換えラットが安楽死したことを確認して専用の袋に収容し、屍体安置用冷凍庫に安置する。

* 200g 以下の幼少の遺伝子組換えラットは、逃亡防止措置が施されている飼育室内で可能な限り脱臼死による安楽死を施す。



② 移動/運搬先が病態モデルセンター内実験室や「承認された実験動物飼育室あるいは動物実験室」の場合: 室内の逃亡防止措置を確保するまで、移動/運搬用ボックスを開封しない。

(4) 作業終了後、移動/運搬用ボックスを洗浄室の所定の場所に返却する。

※移動/運搬用ボックス保管場所

SPF1⇒SPF1 内清浄廊下内の棚

SPF2⇒SPF2 前室の棚

SPF3⇒SPF3 前室の棚(1段目:マウス用、3段目:ラット用)